

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第 6 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 中之島高速鉄道株式会社

所 管 所 属：計画調整局

通 知 日：令和 7 年 6 月 3 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	収入印紙の管理記録について改善を求めたもの 有価証券受払簿（収入印紙10万円）を確認したところ、令和 6 年 3 月 8 日に 4 枚の購入（受入）及び令和 6 年 3 月 25 日に同数の使用（払出）があるにもかかわらず、受払簿に記載されていなかった。 【指摘事項】 本法人は、収入印紙の管理について、受払簿を正確に記録・作成されたい。	全ての収入印紙の管理について、有価証券受払簿に受払日、受払枚数、残枚数を記載することを徹底することとした。	措置済	令和 6 年11月27日
2	計算書類の注記について改善を求めたもの 本法人の計算書類の注記について確認したところ、次の事実が見受けられた。 ・令和 5 年度の末日において自己株式を200株保有しているものの、個別注記表（株主資本等変動計算書に関する注記）において、自己株式の数が記載されていなかった。 ・本法人は、京阪電気鉄道株式会社について、会社計算規則第112条第 4 項第 4 号に定める「その他の関係会社の子会社」に該当する関連当事者として、関連当事者との取引に関する注記には、「親会社及び法人主要株主等」に分類表示しているが、「その他の関係会社の子会社」は「兄弟会社等」に分類されるため、「親会社及び法人主要株主等」とは別に、「兄弟会社等」の区分を設けて記載すべきである。 ・本法人は、1 株当たり純資産額を、普通株式に係る期末の純資産額を期末の自己株式数を控除せず普通株式の発行済株式数で除して算定し、45,717.07円として注記していたが、正しくは、45,734.57円となる。 【指摘事項】 財務諸表等の作成にあたっては、作成者以外の上位者が記載に誤りがないかのチェックを行うとともに、必要に応じて会計監査人等の専門家に助言や指導を得られるようにするなど、正しい財務諸表等が作成される仕組みを講じられたい。	正しい財務諸表等を確実に作成するため、10月30日付けで当社会計監査人とも協議を行い、以下の対応を実施することとした。 ・会計基準の改正や税制改正などの新たな情報の取得や、その適用の有無について、当社グループ会社のグループ連絡会、法令チェックなどあらゆる機会を通じて確認するとともに、社員の財務力向上に努める。 ・当社会計監査人との緊密な情報連携体制を構築し、会計基準適用の遺漏なきよう徹底する。 ・その他記載事項の確認を含め、社内において12月9日付けで作業工程のチェックリストを作成し、遺漏のないように努める。	措置済	令和 6 年12月 9 日